

淀川水系流域委員会

第10回住民参加部会・ 第5回意見聴取反映WG検討会 合同会議

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

田中委員
寺川委員

日 時 平成18年11月15日（水）
午後 1時33分 開会
午後 4時36分 閉会
場 所 京都会館 2階 会議場

〔午後 1時33分 開会〕

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映ワーキンググループ検討会合同会議を開催いたします。司会は委員会庶務の近藤が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配付資料でございますがお配りしました袋に入ってます「発言に当たってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がついてある資料で「報告資料1」「審議資料1」「審議資料2」「その他資料」「参考資料1」の合わせて5点がございます。ご確認をお願いしたいと思います。なお、「参考資料1」委員会及び一般からのご意見につきましては前回の公開会議であります10月10日開催の第52回委員会以降に寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言に当たってのお願い」をご一読いただきご発言の際は必ずマイクを通し、お名前を発声してからご発言いただくようお願いいたします。一般の方にも発言の時間を設けておりますので審議中のご発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては電源をお切りいただくかマナーモードの設定をお願いいたします。

なお、本日の出席委員は住民参加部会メンバーが6名となっており、定足数に達しておりますことで部会として成立しておりますことをご報告いたします。本日の部会検討会合同会議は3時間を予定しております。それでは三田村部会長よろしくお願いいたします。

○三田村部会長

ここ毎日、ダムフォローアップのダム視察だとかでお疲れのところご迷惑をおかけいたします。標記にございますように第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映ワーキンググループ検討会の合同会議という形できょうは開催させていただきたいと思います。

まず、合同会議というタイトルになったかということを簡単にご説明いたしますと、御存じのように住民意見をいかに反映させていくべきかという大きな宿題を諮問内容としていただいております。これは委員会の諮問グループとしてワーキンググループを立ち上げていただいて、田中リーダーのもとに精力的にまとめつつあるところでございます。密接に住民参加部会とかかわってまいりますので、住民参加部会としても関心がございます。形式上は委員会の諮問機関でございますけれども、節々で住民参加部会と合同で審議をしていった方がいいのではないかということで本日このような形で合同会議ということになりました。

次第にございますようにきょうは報告が1点と審議事項が3点、それから一般傍聴者、その他でございますけれども、事情がありまして私が事前会議に参加できませんでしたので、きょうの議事進行の議長は、副部会長の澤井先生にお願いしようと思っております。澤井先生は副部会長でもございますし、ワーキンググループの副部会長でもございますのでおとりなしは何とでもやっていただけるのではないかと考えております。よろしく願いいたします。それでは、交代いたします。

○澤井副部会長

澤井です。それではきょうの議事の進行をさせていただきます。最初にまず、庶務の方から報告事項がございますのでお願いしたいと思います。

〔報告〕

1）前回公開会議以後の会議等の開催経緯について

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

庶務の高橋でございます。これから前回公開会議以後の会議等の開催経緯についてご報告申し上げます。着席してご説明させていただきます。各種の結果報告、平成18年10月4日開催以降ということでございます。お手元の資料の1枚目にこれまでの会議の名称、開催日、時間、場所等が書いてございます。それぞれについて非常に多うございますので簡潔にポイントだけをご報告させていただきます。

2枚目をお開きいただきたいと思います。まず「淀川水系流域委員会 第76回運営会議」でございます。10月4日水曜日に開催されました。「決定事項および検討事項」でございます。「①第52回委員会（10/10）について」、第52回委員会の議事進行について検討がなされました。また、「②平成17年度事業の進捗点検についての少数意見について」検討されました。また「③ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について」意見交換がなされました。「④意見聴取反映WG、水位操作WG、利水・水需要管理部会の検討状況と今後の予定について」意見交換がなされました。

「⑤今後の会議開催日程について」11月のスケジュールが下記のとおり決定されました。「⑥その他」でございます。次期流域委員会について意見交換がなされました。以上でございます。

続きまして、「淀川水系流域委員会第4回意見聴取反映WG検討会」でございます。10月4日水曜日に開催されました。「委員より、当日配布資料「住民参加のさらなる進化に向けて」（答申基礎案）について説明がなされた後、章ごとに意見交換がなされた。」、「2. 今後のスケジュールについて」でございます。「今回頂いたご意見を参考に意見書案の修正を行った後、再度全委員から意見募集を実施する。」ということが決まりました。以上でございます。

続きまして、「第5回利水・水需要管理部会の検討会」でございます。10月10日火曜日に行われ

ました。「1. 決定事項」でございます。「「利水・水需要管理部会の検討資料 たたき台（060926版）」に対する意見があれば、10月15日（日）までに提出する。」、「「利水・水需要管理部会作業検討会を10月24日（火）10：00～18：00に開催する。」が決定事項でございます。「2. 検討の概要」、「①河川管理者からの説明と意見交換」がなされました。その内容につきましては「水資源開発基本計画」「淀川水系水資源開発基本計画について」「利水安全度について」「琵琶湖の異常渇水について」、続きまして「利水・水需要管理部会検討資料たたき台060926版の意見について 三重県（H18.10.5）」の資料等について検討がなされました。以上でございます。

続きまして「淀川水系流域委員会 第3回水位操作WG検討会」でございます。10月10日（火）に行われました。「1. 決定事項」でございます。水位操作WG検討会の日程が第4回11月13日、第5回11月21日に決定されました。「2. 検討の概要」でございます。「①河川管理者からの資料説明と意見交換」がなされました。「②水位操作WG意見書について」意見交換がなされました。「③今後の水位操作WG検討課題」について意見交換がなされました。以上でございます。

続きまして、「淀川水系流域委員会 第77回運営会議」でございます。10月10日火曜日に行われました。「1. 検討内容および決定事項」でございます。「①検討会の公開化について」、「これまで経済的理由、検討内容等から非公開で開催し、8月から議事録について公開としていた「検討会」について、外部からの要望等を踏まえ原則公開とする（河川管理者が出席する会議、河川整備計画に係わる内容を審議する会議は原則公開）」ということになります。「経費を極力抑える意味から、傍聴者の人数制限を行い、検討会と同様の会議方式とし、広い会場の確保等公開に伴う特別な配慮はしない。」ということが決定されました。「②第52回委員会の議事次第について」検討がなされました。「③第52回委員会の進め方について」検討がなされました。以上でございます。

続きまして、「淀川水系流域委員会 第52回委員会」でございます。10月10日火曜日に行われました。「1. 決定事項」でございます。「「平成17年度事業の進捗点検についての少数意見」を少数意見として「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見書」に付する。」、「「ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書」をまとめるためのWGを発足するWGリーダーは今本委員、WG委員は全委員とする。」。「3. 審議の概要」でございます。「①平成17年度事業の進捗点検についての意見書の少数意見について」「②ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について」「③部会・WGの検討状況と今後の予定について」、以上について検討がなされました。「④その他」でございます。「○部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について」、「○次期流域委員会について」検討がなされました。そして「4. 一般傍聴者からの意見聴取」が行われました。以上でございます。

続きまして、「淀川水系流域委員会 第3回住民参加部会検討会」でございます。10月30日月曜日に開催されました。「1. 決定事項」でございます。「第10回住民参加部会（11/15）では、各委員会における住民参加の現状と今後について河川管理者から説明をして頂く（「2. 検討の概要」参照）。また「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」について議論する。」。「2. 検討の概要」でございます。「①各委員会における住民参加の現状」、「②「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」たたき台についての意見交換」、そして「③一般傍聴者からの意見聴取」がなされました。以上でございます。

続きまして、「淀川水系流域委員会 第2回委員会検討会」でございます。10月30日月曜日に開催されました。「1. 決定事項」でございます。「10月24日の近畿地方整備局局長の就任記者会見における発言、その後の国土交通大臣の発言、自治体首長の流域委員会への批判について、公開の場で局長に説明して頂くよう要請する。」。「2. 質疑応答の概要」でございます。「①河川管理者からの説明と質疑応答」、「②一般傍聴者からの意見聴取」がなされました。

続きまして最後でございます。「第6回利水・水需要管理部会の検討会」10月31日火曜日に開催されました。「1. 決定事項」でございます。「「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）の議論が必要な点（環境コスト負担制度、大阪府水道、国と地方の財政問題、第4章全般）については、第6回水需要管理部会（11/23）にて審議を行う。「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）への意見があれば11/12までに提出する。」続きまして、「2. 検討の概要」でございます。「①河川管理者 資料2「10.10検討会 追加説明」について」、「②「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）についての意見交換」、「③一般傍聴者からの意見聴取」がなされました。以上でございます。

○澤井副部長

どうもありがとうございました。ただいまの報告について何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。ないようですので次に進めさせていただきます。

〔審議〕

1) 各種委員会における住民意見聴取の現状について

○澤井副部長

続いて審議事項の1番ですけれども、「各種委員会における住民意見聴取の現状について」河川管理者の方からご説明をお願いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

それでは最初に河川調査官の神矢です。お手元の資料、ちょっと分厚いんですが、審議資料1に

基づきまして河川管理者の方から順次ご説明をしたいと思います。最初にちょっとお断りなんです、この資料の一番最初の1ページ目の表の上から2つ目、環境の9の1というところなんですけれども、これにつきましては資料がございません。というのは、その横にありますように、設置がまだ未設置、設置予定ということで、まだ中身が定まっておらない状況でございます。したがって、その右に丸を付してありますように例えば、委員会等の設置根拠としては行政間における情報の共有化、合意形成、あるいは関係者を含めた情報の共有化、合意形成といったこと、あるいは住民への情報提供、意識啓発、連携強化といったようなことを目的として、さらにその右の方の行政だけでなく学識経験者や関係者、有識者、住民委員などを巻き込んだ形での協議会ということを考えているわけですが、それ以上のことは現時点ではまだ何も定まっておらないという状況でございます、それ以上のちょっと資料がございませんということでございます。

それ以降のその下、治水1-1-1、あるいはその上の環境1-1-3あたりにつきましては、以下ちょっと分厚いので恐縮ですけれども、資料に添って順次説明をさせていただきます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。治水1-1-1、左に№54というところでございます。水害に強い地域づくり協議会ということで、淀川分でございます。この頭の表を見ていただきますと、上が首長会議と行政WG、下が住民への各種説明会という格好になっております。これらを総称して地域づくり協議会というふうなことで位置づけてございます。それぞれ首長会議については年1回、行政ワーキングを1回、これは定例でございまして、住民への各種説明会については随時という形でございます。

特に住民とのかかわりについて申し上げますと、その住民への各種説明会なんです、これはについては、いわゆる自分で守る・みんなで守る・地域で守るという、自助・共助・公助の取り組みでございますけれども、やはり住民の方々に状況を知っていただくというのがまず先決であろうということで、それぞれ市町村が主体となっていただいて自治会ですとか、あるいは自治会の連合会ですとか、そういった方々への説明会を随時あちこちで開いているという状況です。

それに対して、国や府から情報提供したり、あるいは行って説明をさせていただいたり、場合によってはその学識者の欄に丸がついてございますが、そういう専門の先生にお越しいただいて少し講演をいただいたりというようなことで住民の方々の意識啓発なり、ひいては自主的な取り組みの方につながるよということで今取り組んでいるという状況でございます。ちょっと後ろに資料がついてございますが、ざっと以上でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川管理者事務所長 河村）

続きまして、琵琶湖河川事務所の河村でございます。1枚目のペーパーでいきますと、№55と書

かれたコラム、水害に強い地域づくり協議会（琵琶湖）でございます。従前のペーパーではさらにその下、55番として一連のもの、1つのコラムで記載させていただいておりましたけれども、淀川事務所と同じような区分をしようということで、今回3つにコラムを分けさせていただきました。

一番上のコラムというのが水害に強い地域づくり協議会、協議会の本会に相当するもので、その下がその担当国会議、ワーキンググループということでございます。さらにもう1つワークショップという3段階に分けてございます。この分けた中身の違いというのを右側のコラムで確認いただければと思いますが、水害に強い地域づくり協議会、こちらのメンバーの方は各市の助役に相当する方に参加いただいて一番、いわゆる一番上の意思決定を行う協議会ということで設置しております。検討内容は技術的な課題、それからの行政間における情報の共有化、合意形成ということを行っている場でございます。

その資料をつくるためにその下に担当国会議、ワーキンググループというのを設定いたしております。内容としてはその作業部会ということになりますので担当国会議だとかワーキンググループを開催しております。設置根拠としては技術的な課題を検討するための行政間における情報の共有化、合理形成という形で進めております。形式は、これは親となる協議会の方が一番右の方にきまして、開催形式ですが、委員会形式で親の協議会は一般傍聴ありという形でその場でも参加者に対する意見傍聴の時間を設けて設定しておりますが、こちらの担当国会議ワーキンググループの方は、担当者で作業をしているということですので、この会議のみで一般の傍聴というのはここでは行っていないということでございます。さらに、ここの担当国会議、協議会を経て決まった内容について住民の方々を交えてワークショップで具体的話がされているところでございますが、そのワークショップについては自主的な検討課題を示した上で住民への情報提供、意識啓発、提携強化を行っているものでございまして、構成としてはここに関係者あるいは住民の方も交えてワークショップ形式で実施していこうというものでございます。

補足資料の方でちょっと補足させていただきますと、右肩に№55補足資料と書いたものが数ページほどめくっていただきますと出てまいります。進捗状況報告様式で記載させていただいておりますので、ちょっと場所がほかのところと同じなのでわかりづらいかもしれませんが、右肩に№55補足資料と書かれたものでございます。その中で最後のページになろうかと思います。横書きで全面カラー印刷になっている「平成18年度以降の取組イメージ」というページをごらんいただきたいんですが、現在、平成16年に設置してことし3カ年目になっておりますが、平成17年度までは現状の把握、課題、そういったものの抽出をして洪水危険度マップというものを作成しようということでございます。18年度以降ということでそれらのマップの見直しだとか、あるいは避難勧告基準など

の検証と、こういった技術的な課題を検討しながら関係者、関係市の担当者、あるいは助役を交えて検討しているということをございまして、この段階で左下に地域住民という丸があって、両矢印で印をつけておりますが、さらにこういった情報を住民の方々の情報を共有しながらいかに逃げるかと、避難していただくか、あるいはどのようにすれば水害被害が軽減できるかというものを地域住民の方を交えて一体となった洪水被害軽減方策、こういったものの検討に段階としては進んでいるところをございます。ですから、18年度の途中までは住民の方々の意見については親の会議で意見を聴取しておりましたが、これ以降またさらに地域住民の方々に使いやすいマップを作成するために現在地域住民の方々とワークショップを開催しながら、その精度の向上等を図っていこうということで、こういったものをまた再度フィードバックをかけながら議論を深めていこうというふうに考えているところをございます。

ちなみにこれは現在琵琶湖の中でも人口が集中しております湖南流域、大津市、草津市、栗東市、野洲市、守山市、この市に先行してモデル的に実施しているところで、これに関連する関係機関、行政、河川管理者としては琵琶湖河川事務所と滋賀県が合同で事務局を構成して検討しているという状況をございます。一応、雑駁ですが、以上をございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

木津川上流河川事務所の桜井をございます。続きまして、木津川上流のことについてご説明させていただきます。最初のページでいいますと、2つ、12番ということで一番上に水害に強い地域づくり協議会準備会と、後ろの方で56番、水害に強い地域づくり協議会ということで2つ載せてございますが、今の状況をいいますと、まだ水害に強い地域づくり協議会というのは立ち上げられてなくて、その準備会ということで準備をしているという段階をございます。

説明資料としましては1ページめくっていただきまして、最初のページにつけておりますけれども、水害に強い地域づくり協議会という中で、準備会という形で、現在は実際の体制をどういうふうにするか、ワークショップなり、ワーキンググループをつくったりするのか、そういったことについてと、皆さんに集まっていますので現時点でできる情報交換をしていくというようなことをございます。

準備会のメンバーといたしましては各市町村の防災担当、あるいは危機管理担当と、それから県の方、奈良県それから三重県と、あと我々国土交通省が加わって今のところ準備会というものををもって活動しております。

具体的な内容につきましては、体制についてはこれまで何度か話し合ってきたんですが、やはり木津川上流域が大きく、上野市を中心とした木津川の本川の部分と、名張市、宇陀市を中心とし

した名張川、宇陀川の地域の中でということで、具体的な活動はやはりその2つに分けて、協議会を2つつくるか、それぞれ分科会をするか、そういったことはありますが、そういった大きな2つに分けて具体的な活動をしていこうというような方向になっております。

また、住民の方々とかかわりにつきましては、基本的に、今のところ市町村において住民自治協議会というものが各市町村につくられていますので、まずはその協議会とコンタクトをとってそこから説明会をするなり、そういった活動を広げていってはどうかということで考えています。今のところ今年度は2回実施しておりますが、そういったところの話し合いまでということで、具体的な協議会は来年度、次年度以降ということになろうかと思えます。以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

猪名川河川事務所の松尾でございます。続きまして、№57の猪名川におきます水害に強い地域づくり協議会に関して説明させていただきます。1枚目の表で5の委員会等の構成のところで、行政のところに丸がついておりますけれども、これは新規に協議会を立ち上げたのではなくて、既存の協議会であります猪名川流域総合治水対策協議会、こちらを活用するという形で進めております。それで、委員会といいますか、協議会としては行政関係からなる協議会という形になっております。

このことにつきましては、10枚ほどめくっていただきまして、先ほどの琵琶湖関係の資料の、その次になりますけれども、治水の1-1-4というシートがございます。このシートの中の下半分に書いてあるんですけれども、猪名川部会でもこういった総合治水対策協議会に兼務させるということは妥当であるというご意見をいただいておりますし、また具体の対策につきましては、その下の「進捗状況報告」に書いてありますように、情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会を設立して具体的に整備する対策を立案している、そういう状況でございます。

そうした中で住民とかかわりの深い部分ということで幾つか代表的なものを抽出させていただきました。その資料につきましては、この資料の後ろの方になりますけれども、№57というところになります。大分後ろの方になります。ナンバーが順番に付してありますけれども、その№57、ここから猪名川流域総合治水対策協議会、それから専門部会等の規約やメンバー等がありまして、その後に具体的な整備内容シートを、その中の住民とかかわり深いものを抽出して3点掲載させていただいています。

1点目は「避難誘導体制の構築」という整備内容シートになっております。基本的にはその協議会の中でベースとなる避難誘導体制の方針のベースとなるものを立てまして、それをもとに各市町で、その市町の実情に合った避難誘導体制の構築を、またそれを実際に行動していただく住民に示しながら、本当にいざというときに適切かつ迅速な避難誘導対策を構築できるようにという形で、

そこに一番下にスケジュール、17年度、18年度、19年度ありますけれども、そういったスケジュールで進めていこうと考えております。

また、1枚めくっていただきまして「浸水想定表示板の整備」というものもございます。猪名川は総合治水対策に取り組んでおりまして、これまで浸水実績などは表示しておりました。これは昨年度の現地視察のときに見ていただきましたけれども、浸水実績のほかに浸水想定、実際に洪水が来るとここまで浸水しますよというものもあわせて本年度から設置することとしております。設置しただけではまだその効果は十分ではありませんので、こういったことを住民の方々に知っていただき注意喚起を促すということがまた今後協議会、また市町村で取り組むというものでございます。

また、1枚めくっていただきまして、「出前講座による自主防災組織の強化」というものです。出前講座などを押し進めながら住民に内容について理解していただき、または、ふだんから関心を持っていただきながら、防災に取り組んでいこうというものでございます。

こういったことで協議会の構成としては、行政ですけれども、こういった形で今後施策を進める中で住民とかかわっていくということで進めていくものでございます。以上でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 水政課 荒賀）

河川部水政課の荒賀です。表の67から72の渇水対策会議ということについて説明させていただきます。お手元の資料の補足資料の1枚めくっていただいて、利水ー1、「4）渇水対策会議の改正を調整」というのがありますので、これを見ていただきながら話を進めていきたいと思います。渇水対策会議現状、淀川水系全体と、琵琶湖・淀川関係、日吉ダム関係、木津川関係、室生ダム関係、猪名川関係ということで、これについて新たな渇水対策会議の改正を調整していくということでございます。

まず、設置目的なんですけれども、これは渇水時のみに取水制限等の渇水調整を行うためにのみ開催してきた既存の渇水対策会議を平常時から常に水利用実態を把握し、効率的な利水運営を図るとともに水需要抑制を含めて総合的に検討するための組織に、この既存の渇水対策会議を改正していこうというものであります。設置予定なんですけど、まだちょっと未設置でありまして、これから設置するという事になっております。

現在の動きですけれども、現在改正に向けて既存の対策会議、現在ある対策会議の実務者レベルで新組織についての意見を聴取いたしました。その中で、やっぱりいろんな意見が出ておりますので、これをもとに具体的な構成員、組織の内容、会議で何を検討していくかといったようなことを近畿地方整備局の方で詰めている段階です。具体的な内容の案が決まればもう一度実務者レベルで確認をして新たな渇水対策会議として立ち上げていく予定です。できるだけ早く立ち上げるように

努力していきたいと思っております。

現在、設置されている渇水対策会議は主に利水、治水関係の行政機関を中心に利水者、代表利水者も含めた中での渇水情報の共有化、取水制限等の合意形成ということ、渇水時のみ開催してこういうことを行っているということです。新たな組織については、補足資料のその真ん中にメンバーのイメージがあると思いますけども、真ん中に三者、利水者、自治体、河川管理者とあるのが従来の組織ですけれども、これに加えて住民活動に詳しい有識者、学識家、関係省庁を加えた形で考えていきたいというふうに考えております。

新たな組織については、基本的には従来どおりの渇水時の円滑な調整ということで通常の河川、渇水時に限らず通常の河川の状況を共有化することによって渇水時の渇水調整方法をスムーズ行いたいと思っております。それに加えて、平常時における各利水者の水利用実態を把握し、情報交換を行うことにより河川水の有効利用を図っていくと。

そして一歩進んで、節水の促進など水の再利用等の促進も水需要抑制政策についても話し合っていきたいと考えております。渇水対策のメンバーについては先ほど言いましたように、案としては従来の河川管理者、関係行政機関、利水者の枠組みを中心に検討内容によってここに書いておりますように学識者や、住民活動に詳しい有識者にも加わっていただきたいというふうに考えておりますが、現在既存の渇水対策会議の改正ということでもあり、内容についてやそのメンバーについては基本的に既存の渇水対策会議のメンバーの合意ということを前提にしておりますので、学識者や有識者の参加についてはこれから新組織発足に向けての検討調整の必要な重要課題というふうになっております。

次にどういう形式で開催するかということですが、公開における会議が望ましいとは考えておりますが、これも新組織発足に向けての検討調整課題ということになっております。

最後に住民参加についてですけれども、補足資料の一番下に特に住民の節水行動が水需要抑制というふうに書いておりますけれども、こういう形で特に節水等については住民の行動等が重要になってくると考えられますので、節水行動の提案など住民の意見の吸い上げ等の方法についても今後検討調整が必要な課題であると考えております。2枚めくっていただきまして、「利水－1－4」、右側になりますけれども、「水需要抑制の取組」というのをちょっと入れておりますけれども、平成16年度にポスター、パンフレットの関係機関への配布などを行っています。その次のページでも17年度の取組を入れております。これは現在河川管理者が独自にやっておる取り組みでして、こういう取り組みを渇水対策会議でやれたらというようなことが検討課題になっているということでございます。以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

以上で河川管理者側の説明を終わらせていただきます。

○澤井副部長

どうもありがとうございました。今の、この審議資料1の1ページ目の一番上、環境の1-1-3と書いてある、治水1-1-3のことでしょうか。それに直せばよろしいですね。今のご説明に対して何かご質問、コメントはありませんでしょうか。

○川上委員

重ねて詳細な資料をご用意いただきましてありがとうございました。前回の会議でお願いいたしました重要ポイントにつきましてはただいまご説明いただいたところでございますけれども、この資料の20ページぐらいのところに薄い青色といいますか空色のペーパーが入っておりまして、その後に一覧表、エクセルか何かでつくっていただいている一覧表があるんですが、その後にいろいろ資料が添付されているんですが、これについてちょっとご説明を。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

失礼しました。神矢です。この水色の紙以降につけておりますのは、前回のたしか検討会のときだったかと思えますけれども、その規約があるかないか、規約のあるものについてはそれを提出してくださいというお話がございましたので、それを調べまして、言ってみれば十把一からげではあるんですが、すべてここに規約、あるいは名前もひょっとすると規約という名前ではないかもしれませんが、それに類するものということで添付してございます。一個一個ちょっと説明するのはきょうはちょっと省略させていただきたいと思えますけれども。以上でございます。

○川上委員

ありがとうございました。

○澤井副部長

そうしますと、先ほどの説明の中で後ろの方にあった№57は補足資料ではなくて、本来前にとじられてくるものですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

猪名川の方でしょうか。

○澤井副部長

はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

はい、そうですね。これはちょっととじ方が。

○澤井副部長

その部分だけ前に、例えば先ほどの説明にありましたようにですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

はい、そのとおりです。失礼しました。

○澤井副部長

後半部分はいろんな規約をとじてあるということでござんください。ほかに何かご質問、ご意見ありませんか。

この資料及び説明はきょういただきましてので、我々のワーキンググループの方でも至急これをもとにまた後ほど説明します、「住民参加のさらなる進化に向けて」の方に向けての方に生かしていきたいというふうに思います。

2）「住民参加のさらなる進化に向けて」（答申基礎案）について

○澤井副部長

それでは、次に進めさせていただきます。

審議事項の2番目になりますけれども、「『住民参加のさらなる進化に向けて』（答申基礎案）について」ということで、お手元に審議資料の2がございます。これは前回からのいろんな意見をいただいて、かなり作業グループの方で修正をして、昨日も作業グループを行いましたけれども、最新版を今用意していただいています。余り長いものではありませんので、全体を庶務の方に朗読をしていただいて、その後、部分部分を区切って議論を進めていきたいと思います。それでは恐れ入りますが、庶務の方で朗読をお願いできますか。

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

庶務でございます。それでは、この「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」につきまして、最初から最後まで朗読させていただきます。

〔「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」（朗読）省略〕

○澤井副部長

どうもありがとうございました。

あんまり長くないと思ったんですが、読んでいただくと非常に長くて、お疲れになったろうと思います。申しわけございません。討議を、前半部分をやってから休憩と思ったのですが、もう3時を回りましたので、ここで15分間の休憩を挟んで、3時15分から討議を再開したいと思います。よろしく願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、15分間、3時15分にご着席いただくようお願いいたします。それでは休憩に入りたいと思います。

〔午後 3時 2分 休憩〕

〔午後 3時17分 再開〕

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは会議を再開させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○澤井副部長

それでは、少し分量が長いので真ん中で一つ切って、前半と後半に分けてご意見をちょうだいしたいと思います。まず、1だけのところでご意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○寺田委員

「はじめに」は。

○澤井副部長

「はじめに」と1です。はい。

○寺田委員

寺田です。作業部会の皆さん、大変、本当にご苦労さまでした。私の分担のところもちょっと時間的に間に合わなくて、後からまた意見を口頭で申し上げたいと思います。「はじめに」のところなんですけれども、2カ所、ちょっと意見を申し上げます。

1つは、第2段落の真ん中あたりで「河川法のように住民意見の聴取・反映を法的要件として明文化した法律は他にない」と書いてありますが、これは住民意見聴取についてはかなりの手続規定がいろんなところにあり、例えば、都市計画法とかですね、もちろん置いておりますし、これは少なくとも間違っていますので外さないといけない。それから、反映というもの、これはアセスメント法（環境影響評価法）のところでは反映ということを述べておるんですね。だから、ここはちょっと言い回しなり文章を変える必要があるのではないかというふうに思います。河川法がこういう公聴会等住民の意見を反映するために必要な処置というふうな、こういう規定の仕方をしているということには大変意味がありますというふうなことにされたらどうかという、意見としてはそういうぐあいに思います。

それからその次の段落のところ、「委員会はこれを受けて」というところの2行目からなんですけれども、「委員会は、これまで河川管理者が実施してきた「説明会」方式に替わり、新たな意見

聴取の方法として、ファシリテーター（進行調整役ともいう）を置く円卓方式の対話討論会（対話集会ともいう）を提案し」というふうに書いてあるんですけども、委員会が説明会方式にかわってこれをとれと言ったわけではないんですよ。説明会は説明会として1つの手法です。これまで余りとられていない方法として、対話の1つの手法として、これは対話の手法なんですね。これは文中にも出てきますけれども、対話にはいろいろ方式があるんですね、円卓方式であるとかですね。だから、その対話の1つの手法としてこういうものを提案したというふうに書く方がいいのではないかと。だから、「これまで河川管理者が実施してきた「説明会」方式に替わり」というところは削除をされたらどうかというふうに思います。

それから、「新たな意見聴取」の次に反映も入れておいていただいて。むしろ反映の方に意味があるんだろうと思いますが、新たな意見聴取反映の方法として対話討論会方式を提案したのが経緯ですので、細かいことですが両方を、新たな意見聴取・反映の方法と反映というのを挿入することにした方がいいかと思います。「はじめに」の部分だけはそういうことです。

○澤井副部長

ありがとうございます。「はじめに」の部分でほかにご意見ありますか。はい、千代延さん。

○千代延委員

千代延です。「はじめに」のところで、第2段落のところ、「河川管理者は」という、その第16条の2第3項の条文が入っておりますところと、もう1つ、第3段落のところで「平成13年2月、近畿地方整備局長は」というところから「淀川水系流域委員会を設置した」という、委員会を設置した根拠になるようなところをここでわざわざ入れなくてもいいのではないかという。それほど大した意見ではないんですけども、これは河川管理者に出すものですし、削除してもいいのではないかと思ったんですが。以上です。

○澤井副部長

今の点についてどうでしょう。ほかの委員の方から何か。はい、川上さん。

○川上委員

川上です。今の千代延委員のご意見、よく理解できるんですけども、これは河川管理者に提出するものでございますけれども一般の方にも読んでいただきたいという思いが意見聴取ワーキングの委員の中にはございまして、一応念のために書いておいた方がいいのではないかというふうに考えているところです。

○千代延委員

こだわって、ぜひ何が何でも削除してくださいというほどのものではありません。後はお任せし

ます。

○澤井副部長

はい、ありがとうございます。ほかにございますか。はい、今本委員どうぞ。

○今本委員長

私は逆に、法律に基づいて設置されたものだということを明確にするためにぜひ残していただきたいという意見です。

○澤井副部長

ほかにご意見ございますか。それ以外の部分でも結構です。「はじめに」の中ではありませんでしょうか。それでは1のところ、これまでの手法の評価のところでご意見ありませんでしょうか。

○川上委員

ちょっとお待ちください。今のに関連した、「明文化した法律は他にはない」というところについて、きょう欠席なさっている委員の方からご意見が出ていたと思うんですけど、ちょっとここでご紹介いただいた方がいいのではないかと思います。

○澤井副部長

先ほどの寺田委員の指摘と全く同じ内容だったので私ちょっと省略させてもらったんですが、金盛委員からメールが届いています。先ほどの件で。「河川法のように住民意見の聴取・反映を法的要件として明文化した法律は他にはない」とあるのは間違いではないかというご指摘です。その根拠として、都市計画法第16条が河川法と同様の規定をしている、このことをどう考えますかというメールが来ていました。これは、先ほど寺田委員の方からご指摘がありましたので、我々の方で書き直す必要があるということだと思います。川上さん、それでよろしいですか。

○川上委員

はい。

○澤井副部長

では、1の部分で何か。はい、寺田委員どうぞ。

○寺田委員

きょうは大分細かいところも、大分でき上がっていますので申し上げますので、もし私の意見・指摘がおかしいことがあればおっしゃっていただければと思います。

3カ所ばかりあるんですけども、2ページの1の本文の第2段落の最終行なんですけども、「本質的には対話討論会と住民説明会で行われる説明とは、同質のものであるべきである」というふうなことが書いてあるんですけども、ちょっとこの意味がよくわかりません。対話討論会という

のはこの言葉のとおり、この委員会でも住民双方間、それから河川管理者と住民、そういういろいろな形での対話を行うということが基本になっているわけですね。その中で一定疑問な点が出てきた場合には河川管理者が一定の説明をされるということは例外的にあり得るけれども、基本的には説明ということは余り主眼を置いていないのではないかなと思うんですけど。けどもこの表現でいきますと、対話討論会でもやはり一定の説明というのがまず先行するんだというふうに受け取られかねないと思うんですけども。ちょっとこの辺の表現はわかりにくいのです。「同質のものであるべきだ」というのは、ちょっと私はわかりません。同質というのが、質的に同じというのはどういうことを言おうとしているのかよくわからない。ここはむしろ要らないのではないかなというふうに思うんですけども。

それから次に、5ページの一番上の「1－3－2 対話討論会についての評価」というところですけれども。この最初の2行なんですけれども、「新たな意見聴取の手法として実施された対話討論会が、河川法上の『公聴会』に位置づけられたことは意義深い」というふうに何か第三者が評価しているような形で書いてありますが、こういう表現はまずまずいと思います。まず、この2行は、僕は要らないと思うんですね。

それのみならず、一番下のところ、一番下の3行、「対話討論会は、住民意見聴取の主要な部分を占めるが、情報の公開・共有化、あるいは情報の修正や追加のために、説明会や公聴会なども必要であることはいうまでもない」というふうに結んでおられるんですけども。この上でちょっと書いていますように、私たちの委員会の住民対話討論会というのは河川法に明確な表現がしてある公聴会というものとして考えられるんだと、だから決して法的根拠がないような新しい手法を示しているものではないということが基本的にありますね。そういうことでありながら、下の方では対話討論会とこの説明会とか公聴会というものが別のものとして書いてあるんですね、この表現は。これはやはり自己矛盾だと思うんです。だから、私の方の意見としては、この上の2行はまず不要ではないかと。それから、一番最後の3行は誤解が生じないように、公聴会の1つとしてこの対話討論会という手法を提案しているんですから、これは別のものだというふうに受け取られないように、表現を、文章を変えないといけないのではないかなというふうに思います。それが2つ目です。

それから3つ目は8ページ。ちょっと細かいことなんですけれども、8ページの上の「⑥意見反映の是非」というところの一番最後の行に「非建設的な意見は記録を残すにとどめ、反映しないことも選択肢の一つである」というふうな記載がありますが、これはとりようによっては非常に何か意味深長な文章でありまして、これもまた、なぜこういうことまで書かなくてはいけないか分かりません。反映しないことも選択肢の一つというのはちょっとよくわかりません。こういうふうな後

の方の文章は要らないのかなと思います。「非建設的な意見は記録を残すにとどめる」ということでとどめてもいいのではないかと。後の方の文章があることによって、かえってちょっとよくわかりにくい形になっています。

それからもう1点あります。非常に細かい、もっと細かいことになるんですが、8ページの1－4の第1段落の一番最後、「今後の住民参加、意見聴取反映の検討」というふうに、これは住民参加と意見聴取反映ということが別のものとして並んでいるんですけども、住民参加の中の1つのものとしてこの意見聴取なり反映ということがあるんだということはもう皆さん理解をされているので、たまたまこういう表現になったと思うんですけども、こういうふうに並べるということは何か違った概念かのようなとられ方をしないとも限りませんので、ここは片一方を削られたらどうかと思います。今後の住民参加の検討の参考とか、むしろ逆に、意見聴取反映のというふうに、どちらかにしないと何か2つのものが別のようなとらえ方ができるかもしれませんので、そういう誤解を与えないようにするためにちょっと表現を変えたらいいのかなと。以上4つです。

○澤井副部長

ありがとうございます。今の4点についてほかの委員からご意見ありませんでしょうか。

まず第1点ですけども、これはかなりワーキングで議論をした部分ですね。後から加えた部分がかかなりあります。住民説明会と対話討論会とで違った説明がされている可能性があるということ、を最初に指摘をしていたわけです。一方で、今回活動を行った対話討論会は多くの場合、冒頭で管理者からの15分とか20分程度の説明が行われています。ただ、その説明だけでは討論を開始するのにちょっと情報不足です。特に、発言をしようとして来た人はあらかじめいろんなことをよく調べて来てられるんですけども、傍聴の方にはわかりにくい。そんなことがあって、説明というのが設けられています。ただし、余りそれに時間をとっては何のための討論会かわからないということで、なるべくそれは短くしてもらおうよう、配慮されました。

例えば余野川ダムの場合なんですけれども、その対話討論会の1週間ほど前に説明会というのを開いてられるんですね。それは、私の解釈ではその対話討論会の日には十分な説明時間がとれないからもっと詳しく説明をするというので、事前に説明の日を設定してもらったと、私はそういうふうに理解をしていました。しかし、もう1つの意味合いは、討論会と説明会では場所が違うんですね。討論会ではかなり広域を対象にしてやっているのに対し、説明会はなるべくローカルなところで、複数回同じ内容のことをやっているわけですね。かなり詳しく説明ができる。そのときに、単に時間が短い長いという詳しさの問題だったらいいいのだけれども、そこで質の違う議論がされると困るという意味でここを書いているわけなんです。表現はちょっとまずいかもしれません。

意味合いはそういうことです。

特に最初にこれを書かれたときには、その説明会というのが住民説得集会、ローカルでやるために、何かその人に意見を封じ込めるような説明があってはいけないと、そういう意味合いも込められているんですけれども。

ほかにその点について何かご意見がありませんでしょうか。しかし、表現は少し検討し直したいと思います。

2つ目のご指摘事項はどうですか。5ページの冒頭の2行。これもワーキングで議論をしたところなんですが、公聴会というものと対話討論会とをどう使い分けるかですね。公聴会の開催等の1つとして対話討論会というものを委員会は提案してきて、それが実行されているわけなんですけれども、一方で、それとは別に公聴会という名前の説明会が現にあるということで、その辺をちょっとダブって使っているんですね。確かに自己矛盾のような気はしています。それはワーキングでもあった議論なんですけど。どなたかご意見ありますでしょうか。冒頭の2行は削除ということでよろしいでしょうかね。

○川上委員

川上です。提言別冊をもう一回振り返ってみますと、提言別冊は皆さんのテーブルの上に置かれていると思うんですけど、2ページの下の段落のところですね。河川法に定める公聴会を開催すべきである、この公聴会は円卓方式の対話集会もしくは対話討論会とし、河川管理者と参加住民、住民組織、地域組織などが委員会と同様に公開で討議・討論を行い、議事録などはすべて公開されるべきである、というふうに、公聴会と位置づけて対話討論会を開催したらどうかという提案をしているわけなんです。それが、実際に河川管理者によって積極的に実施されたということを大変意義深いというふうに評価しているわけなんですけれども。

確かに寺田さんのご指摘のように一番上の2行と一番下の3行とは、指摘されてみると確かに少し矛盾しているところがあると思うんですが、その公聴会に位置づけて実施されたということについては、やはり意見聴取ワーキングとしては高く評価したいというふうに考えているわけです。

○澤井副部長

例えば、後の方の3行に出てくる公聴会というのは、他の形式の公聴会というような意味内容なんですよね。この対話討論会と違う形式の公聴会というものを我々はあり得ると思っているわけですね。

○川上委員

そうです。もともといろんな分野で行われてきた公聴会というのは、法律などの公聴会というの

はあるわけですね、実績としてですね。それとは違った形で、今回、ワーキング委員会が提案した対話討論会という形で実施されたらどうですかという提案をしたわけですね。

ただ、これは河川管理者にお伺いしたいんですけれども、河川管理者の受けとめ方というのは実際に伺ったことが実はないような気がするんです。本当に公聴会としておやりになったのかどうかということを我々確認していなかったような気がするんですけど、そのところはどうかでしょう。どう受けとめていただいたんでしょうか。提言別冊の提案を。この機会にぜひお聞かせください。それによって、ここの書き方を変えなくてはいけないということにもなってきます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。これについて、河川管理者の方でこういう位置づけだということで議論した上で行ったということにはなっていないと思います。

ただ1点、河川法上のというふうにここで言ってしまうと、河川法上は、現実に言いますと整備計画の原案の意見を聞くということになっていますので、現時点ではまだ河川法上の手続には入っていないことになります。実際そのときにどうするかということはもちろんあるんですけれども、我々としては、この住民討論会をいろいろご提言を受けてやってみてそれをさらにどう発展していくかというようなイメージで持っていましたので、そういう意味では、位置づけているわけではなくていわゆる試行的な意味合いの方が強かったのではないかなというふうに理解しております。

○川上委員

河川法に、公聴会などというふうに書かれていまして、しかもその公聴会をどういうふうにするべきかということは、実は行政組織法においてもどこにも書かれていないわけなんですね。だから、そういう意味では河川管理者の裁量によってどのようなやり方をやってもいいということだと思えるんですけれども、おっしゃるように、原案に対して意見を聞くという段階といいますかレベルといいますか、それを考えると、今のは、本当の公聴会はこれから開くんだと、原案を発表してから聞くんだということなんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

法律上言えば、です。

○川上委員

法律上言えばですね。寺田さん、どうでしょうか。

○寺田委員

それにはちょっと異論がありまして。河川法の解釈として、この表現自体を非常に形式的に読みますと、整備計画の案を作成しようとする場合なんですね。これは、この委員会のような学識経

験者の意見を聞く場合も、それから4項の公聴会の開催などというこれも、両方ともこの3項の前提としての整備計画の案を作成しようとする場合というのかかっているわけですね。この整備計画の案を作成しようとする場合というのは、原案ができてからという前提でこの法文は書いているわけではないのです。もっと早くても構わないわけです。だから、それをどの辺の段階で、今回のように原案の前で、素案の前の辺から何遍も聞くということも構わないし、それからずっとやってきて原案がほぼできてから聞くのももちろん構わない。ただ、それ以後ではいけないということです。これは解釈なので、かなり幅があります。だから、原案の前でも河川法上の根拠はあるということになる。それが私の解釈です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

わかりました。

○澤井副部長

それでよろしいでしょうか。

○川上委員

ということは、ここで我々が公聴会に位置づけてやられたのだというふうに言えば、それはそれで、まあ、河川管理者がどういうふうに受けとめられるかは別としまして、間違いではないということですね。

○今本委員長

いや、間違いでしょう。

○澤井副部長

ちょっと違うんですね。

○今本委員長

私はそれは間違いだと思います。ひとりよがりじゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。ですから、そういう位置づけでやってみてはどうかという提案をいただいて、そういう意味でやってみたということではないかと思います。やってみたというのは、いわゆる討論会をやってみたという位置づけではないかと思います。

○川上委員

そうすると、ちょっと細くなりますけれども、表現として、河川法上の公聴会に位置づけて試行されたというふうな、違うな。ちょっと違うか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ですから、提言の中で、公聴会の一種というんでしょうか、そういうことでこの対話討論会というのを提案されて、河川管理者はそれを受けて、その位置づけということではなく対話討論会というのをやったということではいかがでしょうか。

○田中WGリーダー

田中です。つまり、河川法16条の2に定めるいわゆる公聴会としてはできないということでしょうか。端的に言うとそういうことですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。できないというか、簡単に言うと、その判断を、恐縮ですがまだしてないということです。そこに位置づけたものとして対話討論会を考えているというところまで行ってないということです。

○澤井副部長

わかりました。そういうことであれば、削除するかどうかは別として表現は改めないといけませんね。

8ページの先ほどのご指摘の件はどうでしょうか。「非建設的な意見は記録を残すにとどめ、反映しないことも選択肢の一つである」と書かれているのですが、ほかの委員からご意見ありませんか。

○千代延委員

私も寺田委員と全く同じで、なぜこういうことを書いてあるのかと疑問に思いました。削除された方がいいと思います。

○澤井副部長

後半部分の「反映しないことも選択肢の一つ」というのを削除ということですね。これも、WGで表現を大分あっちやこっちや手直しして今これになっている部分なんですけど。

○川上委員

これは、委員のご発言の要旨をまとめて持ってきたもので、実際に会議中のご発言があったものです。あったものをそのまま要旨をまとめて書いたんですけども、確かに、ご指摘のようにちょっと不穏当な表現だというふうに思いますので、修正してはいいかかと思います。

○澤井副部長

それからもう1つの点、その数行下ですね、住民参加と意見聴取反映が重複していないかということですけども、どちらを残すのがよろしいでしょうね。これは作業検討会で見直すことにし

でしょうか。住民参加を残して意見聴取反映を削除、その方向で考えたいと思います。ほかに、この1章の部分でご指摘事項はありませんでしょうか。

○三田村部会長

三田村です。今の1－4にかかわっては、まったく未完成な部分だとお考えくださればいいと思います。きょう河川管理者がご説明してくださったことを受けて本来は書かなければならない部分でありますので、仮にこういうものが残っていたというぐあいにお考えいただいていいだろうと私は思っています。

もう1点、お願いですけれども、先ほど寺田先生がおっしゃったようにまとまりつつありますので、間違っているか間違っていないかを河川管理者にコメントしていただきながら進めていくのもいいだろうと思います。もし間違っていたらというぐあいにお問いくだされれば結構かと思います。お願いします。

○澤井副部会長

私の方からここはどうですかと聞かなくても、お気づきの点は河川管理者の方からも随時ご発言いただきたいと思いますので。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

はい。

○澤井副部会長

1章で何か。はい、今本先生。

○今本委員長

質問なんですけど、今の8ページのところの1－4の中に学識者という言葉がたくさん使われていますね。これは、学識経験者とか、あるいは河川に関し学識を有する者という表現があるのですが、その中であえて学識者とされているのでしょうか。

○澤井副部会長

私の理解としては、言葉が長くなるから短く表現するためだと思います。その意味だったら、どこか、最初に出てくるときに、以下学識者と言うとかコメントを加えておけばいいですね。川上委員が書いて下さったと思うんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○川上委員

ええ、縮めて書いただけなんですけれども。河川法には学識経験を有する者という表現がありますので。

○今本委員長

河川に関してね。

○川上委員

河川に関し学識経験を有する者という表現がありますので、まずこれを書いて、以下学識者と言うとか何かそういうふうにしないとだめですね。

○今本委員長

この学識経験者というものの取り扱いはこの委員会で一度議論になりましたよね。従来の範疇でいう学識経験者以外にも学識経験者なんだということがありましたので、そのことが反映されるような文章になっていた方がいいのかなと思っています。

○澤井副部長

はい、それは検討します。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ちょっとよろしいですか。

○澤井副部長

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。1点、ちょっと質問といいますかワーキングの中でご議論があれば教えていただきたいんですが、いわゆるこの対話討論会なんですけれども、もちろんいい面も多々あるんですが、ある種の限界とかそういったこともあるのではないかというふうに個人的に感じている部分がございます、その辺はワーキング等でご議論があったのかなかったのか。なかなか書きづらい部分もあろうかと思うんですが、その辺ちょっとございましたら教えていただければと思います。

○澤井副部長

これについてどうでしょう。委員の方から。

私どもワーキングの中では余り否定的な意見というのは出てこなかったですね。かなりいい提案をして、それを実際に採用していただいてかなり効果があらわれたというふうには思っています。ただ、限界といいますか不十分であったということを感じているからこそ、次の新たな提案というのが出てきているわけなんですけれども。これを、限界があるからやらない方がいいというような感じは全く持ってないですね。これはこれで進めて、それで足りない分は何かほかの方法で補おうと。後に出てくる、例えばアンケートなんかがそうなんですね。集まってもらって意見を聞くというのでは不十分なところがあるということですね。

○今本委員長

今本です。今の対話集会について私はかなり不満を持っている部分があります。それはファシリテーターに対する不満です。つまり、ファシリテーターはほかのファシリテーターのやり方を見ようとしなかったし、何か自分のやり方だけでやられるというのが私は非常に不満でした。今後もし何かがあるときに、ほかのファシリテーターの人のを見てどちらがよかったか、あるいはファシリテーターなりでどういうふうなやり方がよかったかという議論をしていただきたいと思います。

○寺川委員

寺川です。今おっしゃったことは3ページに書いてないですか。「1－3 対話討論会」の下から8行目からですね。「しかし、試行を通じて、この方式にはさまざまな限界や問題点があり、今後、意見聴取すべき事業の種類や事業の規模等により、他の方法に比べてこの手法が最も優れているかどうかの検討が必要である、また、」ということで書いてあります。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。ありがとうございます。もし可能であれば、何かこう具体的にどういうものかというのを教えていただくと、なおありがたいと思います。

○澤井副部長

限界について、具体的に何か説明のできる方はありますでしょうか。

○川上委員

その具体的な事例というのはこの案の各所に分散して書かれているんですよね。ですから、それをある程度集約して、どこかにまとめて限界の問題点について書くように改めたいと思います。

○澤井副部長

先ほど今本委員長の方から、ファシリテーターによってもやり方が違ったと、それをお互いによく検討し合っていないというご指摘がありました。

もう1つ我々で議論していたのは、やっぱりテーマによって随分違うのではないかということがありました。非常に広域の話をこういう対話討論会でもってやるのがいいのかどうかということについてはちょっと議論がありました。そう具体性を持ったものではなかったです。それから、対話討論会の限界を感じるという発言は、我々委員からだけではなくて管理者の方からかなり強く出されたような気がしますね。だから、ちょっとご不満があったのかなというふうには感じていましたけれども。

○今本委員長

今本です。対話集会につきましては、澤井さんのようにファシリテーターを務められた方、それ

から千代延さんも参加されていますね。そうすると、参加された側から見て満足であったかどうか。具体的な問題点はそういう方に直接聞かれてはどうですか。河川管理者の方だっている感じているのではないのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。河川管理者サイドでも意見が統一しているわけではありません。いろんな意見がございます。私個人として少し思っていたのは、やっぱり人数がどうしても限られてしまうというのが、何かもっとうまい方法はないのかなというのは常々考えております。それと今澤井委員もおっしゃったように、やはり問題をある程度限定しないとなかなか同一の土俵に乗らないのではないかなというようなことも感じてございました。

○澤井副部会長

ありがとうございます。ほかに1章について何か。

○田中WGリーダー

今所長さんがおっしゃったように、どれだけの人がたくさん集まってくれるかということはずっと議論しておりまして、人の集まりが少ないとか、関心度が低いとか、もっと広い意味での方に集まっていただく方法として何か手法はないだろうかというようなことは議論を前からして。例えばそれはここにはちょっと記述されてないんですが、例えば国家的イベントなどをやって一緒に人を集めた上でドッキングしてやるとか、そういう常日ごろから河川に関心を持っておられていろいろ携わっておられる方が、そういう形で行きやすいような、集まりやすいようなところで一緒にやるというふうな方法もあるのではないかと思うんですが、そういうことの中に少しでも住民参加の輪が広がっていく一つのステップになるような方法もあるのではないかというふうに考えています。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。そういう意味からしますと、むしろ河川管理者サイドの努力が足りないというんでしょうか、いわゆるこういう対話討論会なりに興味を持って来ていただけるように日ごろから川に関心を持っていただくような活動なりあるいはPRなりを続けていっておかないと、なかなかそういう場に人が集まってこないということになるのかなという気もいたしてございます。

○澤井副部会長

はい、ありがとうございます。そのあたりのことを次の2章の方で我々の方も提案をしておりますので、2章の方でご意見を。

○三田村部会長

三田村です。懸念されるところとかあるいはご期待されるところは多々あると思います。この

委員会でももっと具体的なよりよいことを提案していくべきだという意見があったんですが、かなり限界だろうと思います。それは薄々感じ取ってらっしゃると思いますけれども、そういう意味において一番最後の16ページにこんな表現をしてあるんです。「最も有効な意見聴取反映の手法を委員会も河川管理者もいまだ持ち得ていない。」「今後、不斷の努力を続ける必要がある」というふうに締めくくっているんです。そういう状況だとお考えください。

○川上委員

これは実験といいますか試行錯誤の積み重ねで、まだまだやっていかなくてはいけないと思うんです。これが最もすぐれた対話集会だというふうなパターンは示せないと思うんですね。むしろ示してはいけないのではないかと。不斷に、要するに改善に改善を重ねてやっていく必要があるし、それからケース・バイ・ケースによってやり方も当然変えなくてはいけないと思うんですよね。ですから、これがスタンダードだというふうなものは、いかに意見聴取ワーキングといえどもなかなか示せないと思います。神のみぞ知るといとか、そんな感じがします。

○澤井副部長

では、幾つかの提案をしている2章についてご意見ありませんでしょうか。はい、寺田委員どうぞ。

○寺田委員

2章のところは住民参加の制度に関する基本的な考え方が何方かのところに出てきているんですね。その点に関して、この前検討会のときに私が意見を申し上げて、それを私が文章化しなければいけないというのがおくれて大変申しわけなかったんですけども、関係するところは、9ページの「住民参加のさらなる進化に向けて」の一番最初の2-1のところにも基本的なこういう考え方というものが出てきています。それから、もう1つは12ページ2-3の「意見聴取と反映のしくみ」というところの第2段落の「そもそも」というところから、多分この前私が発言したことを要約して書いていただいたんだと思うんです。第1段落のところも少々関係はするんですけども、特に第2段落のところ、ちょっと私が申し上げたことが正確に伝わってないところがあるように思ったので、遅くなったんですが、きょう一応簡単な文章にして委員さんのところには先ほど配っていただきました。傍聴の皆さんにはこれはまだお渡しできなかったんですけども、きょうの意見として申し上げておきたいと思います。それでまた議論をしていただいたらどうかと思います。

基本的な考え方のところを、もう一遍私なりの考え方をこのペーパーを読むことによって申し上げたいと思うんですけども、住民の生命、身体、健康、安全などに関する基本的人権の実現を図るのが行政の使命であるから、政策決定についての最終的権限が行政にあるとしても、政策の立案

や計画の策定に際して住民の意見を踏まえるということは当然のことであり、行政があらゆる情報を踏まえた総合的判断を行う上においても、行政の政策形成過程における住民参加は不可欠な制度であると考えます。これは基本的な住民参加制度に関する根拠です。これは憲法上の生存権とか人格権ということが背景にあるんだということと、それから行政が国民からの付託に基づいて法の執行をするのだということを知りやすく書いたわけなんです。

それから次。実質的な住民参加を支える柱は、①行政計画策定過程の民主化、透明化、②対話、住民意見の反映、以上の2つがあり、この両者が相互に補完、担保し合っているのである。実質的な住民参加は、住民の言いつばなし、行政の聞きつばなしで終わらせるのではなく、対話、住民意見の反映が実現できて初めて体现されるものである。そして、この対話、住民意見の反映は、行政計画策定過程のより早い段階からの①十分かつ正確な情報、資料の公開、②計画策定の各段階ごとの丁寧な対話、以上の実施、実行による住民と行政相互間の努力、成果の共有のもとで初めて生まれるものだということです。

これはこの前ちょっと申し上げたのは、住民参加の背景には行政計画策定過程の民主化、透明化ということが実現されなければ実質的な住民参加ができないんですよと、これは表裏一体なんだということをこの前申し上げたわけです。したがって、きょうのこの文書は、実質的な真の住民参加を支える大きな柱は2つあり、1つは、計画策定過程を民主化して透明化すること。これは徹底的な情報なり資料の公開ということになるわけですけども、それが1つ。もう1つは、対話というのは住民と河川管理者、もしくは住民相互間ということも含むわけですけども、主には住民と管理者の方との間の対話。それから、住民の意見の反映。この2つが互いに補完し合って、この2つのものが十分に行われて初めて実質的な住民参加が実現できたと言えるんだというふうな考え方を私はしているわけなんです。

そういう視点からきょう書いていただいているところを拝見しますと、例えば12ページの先ほどの第2段落ですけども、「意見聴取反映は行政計画策定過程を透明化するための『手続』」というふうに書いてあるのはちょっと私の意見とは違うわけなんです。

だから、私の意見が正しいかどうかは別として、この前申し上げたのはきょう今読み上げましたような内容の意見ですので、この内容で委員会の皆さんも同じような意見だということであれば、ちょっと先ほどの2-1のところの表現とか今の2-3、それからさらに最後の「おわりに」のところの第1段落のところにもやはりちょっとそういう基本的な住民参加制度についての考え方が出ているんですね。ここの表現もやはり変わってくるのではないかなというふうに思いますので、ここはぜひちょっと議論をお願いをしたいと思っています。それが1つです。

それから、全然違った部分で9ページなんですけれども、9ページの2-2-1「望ましい意見聴取」という項目の第1段落の最後の2行「参加にいかなる法的効力を付与するか、また、いかに『参加』を法的保護の対象とするかが今後の課題である」という部分は、これは削除すべきだというのが私の意見です。

法的な視点からの意見書を今回出すわけではもちろんありません。立法提案をするわけでもありませんので。ここはこのままにしておきますといういろいろとりようがあって、一体委員会の意見は何を言おうとしているかということについてはそれこそさまざまな解釈ができますので、ここはなくてもいい部分だというふうに思いますので、削除をされたらどうかというふうに思います。以上です。

○澤井副部会長

はい、ありがとうございます。今のご指摘事項について、ほかの委員の方からご意見ありませんでしょうか。きょう新たに寺田委員から出していただいたものはまさにこのとおりだと思いますので、うまくこれをはめ込んでいきたいと思います。

それから、今、削除した方がいいと言われた部分についてどうでしょうか。

○川上委員

川上です。9ページの2-2-1の第1段落の最後のところの2行を削除すべきだとおっしゃったのはごもっともだと思います。これを河川管理者に言っても河川管理者はどうしようもないわけで、これは立法論といいますか法律論ですので、これはここでは不適當かと思います。

○澤井副部会長

ほかにこの章で何かお気づきの点はありませんか。

我々ワーキンググループでちょっと不安を持っていたのは、1つはサイレントマジョリティーの問題と、それから改善として書いたのがアンケートの事柄ですね。それと、専門家パネルの設置という13ページのあたりは若干不安を持ちながら議論をしていたところなんですけれども、ご意見ありませんでしょうか。

それでは、その次の第3章の方について、社会的合意についての考察についてご意見ありませんでしょうか。これはまだまだ我々のワーキンググループでかなり言葉の使い方について迷いながらきょう提案している段階です。一般的な合意という言葉と、この委員会が使ってきた社会的合意ということ、その意図を明確に書きたいと思って、まだ変わる可能性が少しあります。

「おわりに」の部分ではいかがでしょうか。

もう一回、全体を通じてご意見があればお伺いしたいと思うんですが。はい。

○寺田委員

「おわりに」の部分の第2段落の最後の2行のところなんですけれども、「このような手続は、これまでの住民参加概念とは質的にも量的にも異なる問題を提起している」ということでこの段落は結んであるんですけれども、第2段落の前半では具体化するための課題ということで2つのことが書いてあるんですけれども、結びの2行がちょっと、質的、量的というのは、上の方の1)と2)を受けて質的、量的という意味でおっしゃっているんでしょうかね。ちょっとこの第2段落のまとめの2行の部分がちょっとわかりづらいということが1つです。

それから、同じページの上から2行目の「利他的利益」というのは私はよくわからないんですけれども、これは要望としてもう少しわかりやすい言葉に変えられる方がいいのではないかと思います。どう理解をしたらいいのかというのが直ちにはわからないので、ちょっとこの表現はいかなものかなという感じがします。

それからもう1点、その横の14ページの上の方の3-2のやはり最後の方のところなんですけれども、「この意味からは」というふうに始まって「『住民投票』は社会的合意形成の手法になじまず、また『住民参加』の特例ともいうべき手続といえる」というのが入っています。これも私の個人的な理解というのは、合意形成の一つの手法として住民投票があるというのが私の理解です。合意形成だけを目指して、多数決によって合意があったものとみなしてしまうというのが住民投票なんですね。だから、ちょっと私の理解とはこの表現は違うので、ここはどう理解するかというのは委員会で議論をして決めておかないといけないのではないかと思います。こういうふうな解釈だということであればこれでいいかと思うんですけれども、そこは少し議論をする必要があるんじゃないかなと思います。

広い意味での住民参加の一つの特別なケースだという「『住民参加』の特例」というふうな書き方をしてありますが、これは私もそう思うんですけれども、非常に特異な場合の一つの手法だということ間違いありませんけれども、合意形成の手法になじまないというふうに書いてあるのはちょっと違うのかなというのが、私の意見です。

○田中WGリーダー

ここはいろいろ議論があったり少し直したり削除したりいろいろ経過はあったんですが、ここはもう一度じっくり統一していきたいと思います。

○澤井副部長

ほかにご意見ありませんでしょうか。

そうしましたら、きょういろいろご指摘いただいた点をもう一度ワーキング検討会を開いて検討

したいと思います。

次の議題となりますけど、今後の進め方。

○三田村部会長

三田村です。今後の進め方で触れられるかもしれませんが、このままで委員の皆さんに配っていただいていますね。その集約がいつまでかというのは多分庶務は連絡されていませんね。そういう意味では、大至急ワーキンググループの作業をやっていただいて、きょうの結果を踏まえて全員に出していただいて、次回の作業の20日のお昼までに締め切っていただいたのを反映させるのが20日というぐあいをお願いされたらどうでしょうか。提案です。

○今本委員長

寺田さんが書かれたものでちょっと教えてください。きょう配られた中の真ん中ぐらいに、この両者が相互に補完、担保し合っているのであるという表現がありますよね。これは普通に使われる表現なんですか。私にとっては非常に目新しいということで聞かただけです。

○寺田委員

法律家は、担保し合うというのはよく使うんですけれども、余り一般受けというか理解しにくかったら、補完し合うだけでもいいんですけれども。ただ、お互いにそれが根拠になっているということで、補完よりちょっともう少し積極的意味を持っているので両方書いたわけです。

○今本委員長

はい、納得しました。

○川上委員

川上です。全般についてですけれども、先ほど庶務にずっと通読していただきまして感じたことは、やっぱり文章がかなり冗長であるということと、それから重複して言っていることがかなりあるということを反省して、もう少し簡潔なわかりやすいものに変えるべく皆さんで努力したいと思います。

3) 今後の進め方

○澤井副部会長

それを今後の進め方の中で考えていきたいと思うんですが、1つは内容的な問題ですね。それからもう1つは体裁の問題がこれから残っていますので、それについてはこれまでのいろんな意見書なり提言なりとスタイルをできるだけ合わせていくようなこともしていきたいと思います。それでスケジュールとしましては、先ほどお話ししてありますように11月20日に次のワーキング作業検討会を予定しています。ですから、それまでにきょう出席しておられない委員の意見もいただいて、

そしてその20日に我々の最終的な案をまとめて、そして22日の委員会に直したものを提出するというふうなことで進めていきたいと思います。そういう進め方でよろしいでしょうか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○澤井副部長

それでは、きょうの予定した審議事項はそれだけですので、あと時間が10分ほどしかありませんが、一般傍聴者からの意見をお伺いしたいと思います。ご希望の方、5人おられますね。そしたらその5人の方に順番に前の方からお願いしたいと思います。1人3分以内ということでご協力をお願いしたいと思います。

○傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。ぜひ第2章のところに、委員会、審議会のあり方という項目を起こしてもらいたいというように思います。というのは、8ページのところで「各種委員会における住民参加の現状」というのを分析されています。ですから、当然それを受けていかに発展さすかということが大事だと思っています。そこで「⑤住民委員参加型」というふうに書いてあって、「一般住民やNPOが委員として委員会、協議会などに参加している」というぐあいになっているんですけれども、問題は、住民が参加していただいたいという問題じゃなくて、その住民がどういうふうに変任されたか。つまり、私が言いたいのは、やはり公募されたかどうかというのが非常に重要なんだと思うんですね。

淀川水系流域委員会の特徴の1つは、委員が公募されている。もう1つは、傍聴者発言を認めている。これはやっぱりすぐれていると思うんですよ。ところが、非常に多くの委員会とか審議会があるんですけれども、実際河川管理者から委員が公募されているという状況ではないのではないか、それから傍聴者発言はどうなのか、そういうことをやっぱり分析する必要があるのではないかといいいます。そうでなければ、住民委員の参加が保証されているとは私は言えないというぐあいに思っています。

1つの例として、例えば「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」というのがあるんですが、委員を見てもうたらいいいんですけれども、これが住民参加型なのかどうか見ていただきたいと思うんです。住民といえば住民が参加されているんですけれども、これは公募されてません。私たちは公募すべきだという意見を言ったんですが、拒否をされてしまったという非常に残念な状況です。

それで、委員会はどうなっていくかといいますと、例えばある委員さんは出席しない、議論に参加しない。なぜそうなのかといえば、例えば塔の島河川整備に関して、私からきつく言えば全く

熱意がないということだと思うんですね。ですから、やっぱりそこをきちっとしないと住民委員参加型とは言えないのではないかと。

ですから、私は、もし書いていただけるのであれば、委員の公募制、これをやっぱり広げていくべきだということと、傍聴者発言を認めていく、こういうことをきちっといろんな委員会、審議会で広めるべきだという提言ですね。これはやっぱり1項挙げていただきたいと思います。これは住民参加の一つの形態でしかありませんけど、非常に重要なポイントだと思います。これがちょっと抜けているのでよろしくお願いします。

○澤井副部長

はい、ありがとうございます。次の方お願いいたします。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。きょうの審議を聞いておりまして、ちょっと不足を言いたいので述べさせていただきます。

10月30日の第3回住民参加部会検討会にて規定法文への懸念を少し述べましたが、河川法第16条に住民参加の具体的実現を目指すものが欠けていて、法的にこの限界を超える改訂が必要であります。このままでは、ほとんど「従来の河川管理者の主導、裁量に任せられて仕方がない規定」であり、解釈上厳格に適用されれば、『必要があれば公聴会ぐらいいは開いて住民意見の反映を行ったことにしよう』程度に運用される可能性が高いとも言えます。

私としては、この見方で解決する方向としては、実際的な住民参加を実現する「事前評価法」を立法することが必要であると考えています。すべての公共事業は原則的に計画の事前の構想段階で、関係住民、住民組織、国民の公募による全体の2分の1以上の参加を保障した「公共事業事前評価協議会」を設置し、環境アセスメント、費用対効果を含め、例えば河川整備であればその基本方針の決定を行い、後ろの方でも、整備計画案の決定までこの協議会が責任を負う形が最も望ましいと思っています。つまり、法の不備を指摘する明確な意見がこの案では到達できていないものとして、ここで批判しておきます。

○澤井副部長

はい、ありがとうございます。次の方お願いします。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。簡単にやります。きょうは国交省で河川整備基本方針審議会河川分科会小委員会がやられてます。これは九州球磨川流域の関係です。熊本県潮谷知事、池淵委員さんも多分行っておられると思いますが。先ほどの議論の中で、10日付でしたか読売新聞なんかを見ます

と、全て中央の方で決定して、それを受ける形で近畿地方整備局布村局長発言とかきょうの淀川河川事務所長吉田発言も含めての、本来の「住民参加」ということを考えてないわけです。淀川水系流域委員会というのは特別なものだからつぶしてしまえみたいな動きが端々に述べられました。

なぜ球磨川水系のことを言うかということ、潮谷知事がやっておられる、「住民参加方式」と県民意見反映発言するため、県民の会や各団体の関係者からもきょう傍聴に行っておられます。多分、国交省ホームページ上に明らかになります。国交省の河川整備方針が定かでなく、淀川水系流域委員会が困っているということは、本省、国交省は全くそういう地方の自治体、流域住民を含めて分からない。きょうも市町村の方はほとんど参考人も欠席です。とにかく本省がトップダウンで決めていくというような流れになっていることは事実なんです。あれやこれや住民意見の聴取の方法を寺田委員の法律家の立場出の意見をいろいろお聞きして、一般に住民が聞いて、本当に「新しい川づくり」に参加していくことの理解が進むでしょうか。

先日、琵琶湖・淀川流域交流会の会議がありました。そこには淀川河川事務所長吉田さんも企画部長らも見えてましたし川上委員も見えてました。淀川水系流域委員会が議論をしているような内容とは別に、新たな組織ができました。これは澤井委員も来られてました、このような全く違うような動きでまた意見を聞いて、それぞれの地域、自治体で意見を言う。この扱いがどうなるのか、全く別物として三次委員会発足準備なのか、これからは新しい委員も決めて、現委員長もやめさせて、そういう形のものをやっていこうという意図が見えるわけです。その辺を議論してこそ初めて次の委員会も意味のある委員会になると思います。そういう意味も含めて腹をくくって、河川管理者も、近畿整備局の調査官や関係者も含めて、あなた方行政マン、公務員としての立場、今の地位というのがかかるとるわけです。流域委員会委員の方ももっと性根を入れてやっていただきたい。以上です。

○澤井副部長

はい、ありがとうございます。次の方お願いします。

○傍聴者（本多）

大阪から来ました本多と申します。「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」について意見を申し上げたいと思います。

全体に参加と意見聴取反映という言葉が混然とした感じがしまして、やはり住民意見の反映の仕組みについて重点を置いて述べていただけたらというふうに思います。その反映ということなんですけれども、反映というのはある程度計画者を拘束することになると思うんですが、反映の考え方について書かれているところがちょっとよくわかりませんので、反映とはどう考えるかということ

を書いていただいた方がいいのではないかなと思います。

それから、こういった住民意見の反映ということがそもそもどういうふうにして出てきたかというのを私なりに思いますに、やはり今までのシステムではどうしてもこぼれていくものがあるという認識があるのではないかなと思います。その中でやはり多数決主義ではなかなか反映できないような意見というものが大事なんではないかということで、逆に言うと、こういった反映の仕組みの中で多数決主義とは違う考え方を採用するということが含まれたらどうかなと思います。とりあえず以上です。

○澤井副部長

はい、ありがとうございます。もう一方、後ろの。

○傍聴者（木村）

リバープロジェクト木村と申します。5ページのところに下から10行目ぐらいですね。「しかし、これまでの対話討論会の結果、テーマ毎、場面毎などにさまざまな方式を使い分けなくてはならないということが理解された」。この理解された内容をきちっと書くべきではないでしょうか。これがどういう場面で何が使えるのかということが書いてないと思います。

もう1つは、住民説明会というのは河川管理者が積極的に行うものであり、それ以後についてはむしろ河川管理者は一步引いたような形で開催されてきましたけれども、したがって住民説明会とそれ以後のものについては全くステージの異なる場面で使う手法ではないかなと思います。特に、住民に対する説明をどうやるか。いろんな対話討論会とかを開く前提として、一つは情報公開、透明性という言葉が使われてましたけれども、そういうことと、それから住民が十分理解しているかどうかということが非常に重要なポイントだと思うんです。その住民の理解を図るためのどのような処置をとったらいいいのか。それは住民説明会だけではないと思います。いろんな方法があると思います。その辺もあわせて、新しい住民参加のさらなる進化には必要なのではないかなと思います。

それから、住民参加のさらなる進化に向けての部分については十分読み込めてませんので、意見はまた改めて出しますが、10ページの一般に行われている意見聴取の方法というのが羅列されておりますが、これは不要かなと思います。サイレントマジョリティーの定義が入っていますけれども、サイレントマジョリティーというのは本文のというか、そのほかのところではほとんど使っていないのではないかなと思いますから、あえてここでその定義をここに入れなければいけないのか。

そのほか、ちょっとここまで書く必要よりも、むしろもっと大切なことをきちっと書かなければいけないんじゃないかということとして、専門部署の設置の人材の採用と育成とか、この辺はむしろ河川管理者の方で今後の対策としてどういう方法をとるかということを出てくるといいますから、

こういうことを一々ここで書かなければいけないことなのかどうかという点に疑問を持っています。とりあえず今のところそんなことです。さらなる進化に向けてはまだちょっと完全に読み込めてませんので、読み込んだ段階で改めて意見を言います。以上です。

○澤井副部長

はい、どうもありがとうございました。それでは、これで一般傍聴者の意見聴取を閉じたいと思います。

〔その他〕

○澤井副部長

その他、特にご発言、委員の中でありますでしょうか。なければ、事務局の方から委員会における今後のスケジュールの説明をお願いしたいと思います。

1) 委員会における今後のスケジュール

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

その他資料というのがございますので、こちらで簡単にご紹介いたします。11月の公開会議といたしましては、11月21日に第5回水位捜査ワーキングの検討会、11月22日に第53回委員会、11月23日に第8回利水・水需要管理部会が開催される予定になっております。12月以降につきましては今のところ委員会のみ日程が決まっております、12月7日、1月11日、1月30日にそれぞれ委員会が予定されております。以上でございます。

○澤井副部長

それでは、時間が少しオーバーしましたがけれども、これで第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映WG検討会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして、淀川水系流域委員会第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映WG検討会合同会議を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 4時36分 閉会〕

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。